

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、その翌日当たるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の公安職給料表の表中

2,246円。ただし、2号給	2,164円
1,996円。ただし、1号給	1,683円
	2号給1,777円
	3号給1,873円
	4号給1,971円
1,789円。ただし、1号給	1,492円
	2号給1,549円
	3号給1,608円
	4号給1,678円
	5号給1,770円
1,663円。ただし、2号給	1,380円

を

2,104円。ただし、

1号	給1,620円
2号	給1,699円
3号	給1,797円
4号	給1,896円
5号	給1,993円
6号	給2,091円

1,644円。ただし、

2号	給1,363円
3号	給1,413円
4号	給1,470円
5号	給1,528円
6号	給1,597円

に改める。

2,104円。ただし、

1号	給1,545円
2号	給1,617円
3号	給1,708円
4号	給1,800円
5号	給1,893円
6号	給1,984円
7号	給2,076円

1,644円。ただし、

2号	給1,300円
3号	給1,348円
4号	給1,401円
5号	給1,456円
6号	給1,522円
7号	給1,594円

別表第二の教育職給料表(一)の表中

3号	給1,432円
4号	給1,489円
5号	給1,546円
6号	給1,605円

を

2,246円

1,996円。ただし、

1号	給1,768円
2号	給1,870円
3号	給1,972円

1,789円。ただし、

1号	給1,566円
2号	給1,626円
3号	給1,687円
4号	給1,764円

1,663円。ただし、

2号	給1,446円
3号	給1,503円
4号	給1,563円
5号	給1,623円

に改める。

別表第二の研究職給料表の表中

を

2,592円

2,034円。ただし、

1号	給1,470円
2号	給1,545円
3号	給1,620円
4号	給1,699円
5号	給1,797円
6号	給1,896円
7号	給1,993円

1,513円。ただし、

2号	給1,363円
3号	給1,413円
4号	給1,470円

別表第二の教育職給料表(二)の表中

1,788円。ただし、

1号	給1,516円
2号	給1,593円
3号	給1,689円
4号	給1,785円

1,469円。ただし、

1号	給1,311円
2号	給1,360円
3号	給1,420円

を

1,788円。ただし、

1号	給1,596円
2号	給1,678円
3号	給1,780円

に改める。

2,592円。ただし、

2号	給2,575円
----	---------

2,034円。ただし、

1号	給1,401円
2号	給1,473円
3号	給1,545円
4号	給1,617円
5号	給1,708円
6号	給1,800円
7号	給1,893円
8号	給1,984円

1,513円。ただし、

2号	給1,300円
3号	給1,348円
4号	給1,401円
5号	給1,456円

1,469円。ただし、1号給1,375円  
2号給1,426円

に改める。

別表第二の医療職給料表(一)の表四等級の欄中

ただし、1号給 1,968円  
2号給 2,085円

を

ただし、1号給 2,074円

に改める。

別表第二の医療職給料表(二)の表四等級の欄中

ただし、1号給 1,500円

を削る。

別表第二の医療職給料表(三)の表中

1,595円。ただし、1号給1,482円  
2号給1,548円

1,377円。ただし、1号給1,291円  
2号給1,338円

を

1,595円。ただし、1号給1,555円

1,377円。ただし、1号給1,354円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
1年以上2年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
2年以上3年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
3年以上4年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
4年以上5年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
5年以上6年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	39,500
6年以上7年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	37,700
7年以上8年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	35,900
8年以上9年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	34,100
9年以上10年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	32,300
10年以上11年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	30,500
11年以上12年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	28,700
12年以上13年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	26,900
13年以上14年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	25,100
14年以上15年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	23,700
15年以上16年未満	205,000	188,000	164,000	125,000	79,000	22,300
16年以上17年未満	200,600	184,000	160,700	122,400	77,400	20,900
17年以上18年未満	196,200	180,000	157,400	119,800	75,800	19,500
18年以上19年未満	191,800	176,000	154,100	117,200	74,200	18,100
19年以上20年未満	187,400	172,000	150,800	114,600	72,600	16,700
20年以上21年未満	183,000	168,000	147,500	112,000	71,000	15,300
21年以上22年未満	176,600	162,200	142,600	108,300	68,700	14,600
22年以上23年未満	170,200	156,400	137,700	104,600	66,400	13,900
23年以上24年未満	163,800	150,600	132,800	100,900	64,100	13,200
24年以上25年未満	157,400	144,800	127,900	97,200	61,800	12,500
25年以上26年未満	151,000	139,000	123,000	93,500	59,500	11,800
26年以上27年未満	141,000	129,700	115,100	87,500	55,900	11,100
27年以上28年未満	131,000	120,400	107,200	81,500	52,300	10,400
28年以上29年未満	121,000	111,100	99,300	75,500	48,700	9,900
29年以上30年未満	111,000	101,800	91,400	69,500	45,100	9,400
30年以上31年未満	100,200	92,000	82,800	62,900	41,300	8,900
31年以上32年未満	89,400	82,200	74,200	56,300	37,500	8,400
32年以上33年未満	78,600	72,400	65,600	49,700	33,700	7,900
33年以上34年未満	66,300	62,000	56,100	43,200	29,800	7,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	6,900

別表を次のように改める。

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年十二月鳥取県条例第四十号」を「昭和五十六年十二月鳥取県条例第三十六号」に、「附則第七項」を「附則第十三項」に改める。

第十一条を次のように改める。

（経過措置）

第十一条 改正条例附則第十三項の人事委員会規則で定める事由は次に掲げる事由とし、同項の人事委員会規則で定める日は当該事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日）とする。

一 改正条例による改正前の条例第九条の四第一項第一号に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

二 改正条例施行の際居住していた住居の変更（前号に該当することとなる住居の変更を除く。）

三 改正条例施行の際居住していた住居の家賃が月額二万七千五百円以上に変更になること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の住居手当に関する規則の規定は、昭和五十六年十二月二十五日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年十二月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項第二号中「八十一万七千円」を「人事委員会が定める額」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額を五千円に加えた額とする。

一 教育職給料表(一) 一等級十八号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二等級三十四号給を受けていた場合に  
限る。） 七百元

二 教育職給料表(一) 一等級二十三号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二等級三十八号給を受けていた場合に  
限る。） 二千元

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中
31.5
24.3
16.0
11.6
9.8
7.4
7.0
を
32.9
25.4
16.7
12.1
10.2
7.7
7.3

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。